

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

ページ

## 告 示

○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退  
（障害福祉課） 一

○平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく  
漁業共済に係る加入区の設定）の一部改正  
（農林水産経営支援課） 一

○平成二十四年における主要農作物の原種の価格  
（農産園芸環境課） 一

○保安林の指定施業要件の変更の予定  
（森林整備課） 一

○道路の区域変更（二件）  
（道路課） 二

公 告  
（情報システム課） 二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告  
（情報システム課） 二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（二件）  
（水産業振興課） 四

## 告 示

○宮城県告示第八十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十四年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	辞退年月日
〇四一一五〇〇二〇〇	工房バルコ 大崎市古川南町三丁目四・三十四	社会福祉法人 大崎誠心会	平成二十四年 三月三十一日

○宮城県告示第八十八号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月三十一日から施行する。

平成二十四年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第二百二十五条の二に掲げる漁業（わかめ養殖業）の表宮城県第二十七加入区の項中、「可洞、岩盤」を「罾」に改め、同表宮城県第二十九加入区の項から同表宮城県第四十一加入区の項までを削る。

○宮城県告示第八十九号

主要農作物原種配付規則（平成十四年宮城県規則第四十四号）第三条第一項の規定により、配付する原種の価格を次のとおり定める。

平成二十四年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

原種の種類	原種一キログラム当たりの価格
稲 うるち	三百五十八円
稲 もち	四百三十八円
大豆 大・中粒	四百八十円
大豆 極小粒	五百三十八円

○宮城県告示第九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
角田市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林について、主伐は、択伐による。

角田市(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林について、主伐に係る伐採種は定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び角田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月三十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻雄勝線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後A	前B	前A	後			
石巻市真野字六の坪一四番三地先から 同市真野字十の坪四番地先まで				五・二 一・二 三	八三・二 一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月三十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 大衡落合線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前		
黒川郡大衡村奥田字南沢一四番二地先から 同村奥田字五ヶ沢二番二番一地先まで				一・一 〇 二六三・〇	七四・〇 六四・〇

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県電子県庁共通基盤システムに係るアプリケーション保守業務 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 委託期間 平成二十四年三月二十七日から平成二十六年三月二十六日まで
  - 4 履行場所 宮城県庁行政舎内ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条によ

る廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立をしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。

ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づき資格制限を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以

下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

二 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 本業務に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けた者であること。

9 過去二年以内にシステム開発又は保守業務に係る委託契約（契約額一千万円以上に限る。）を締結し、かつ、履行した実績を有すること。

10 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 全ての構成員が1から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8及び9の要件を満たしていること。

ロ 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本人札に参加していないこと。

### 三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報システム課システム管理班（担当 猪股 信克 電話〇二二・二二一・二四七六）

2 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成二十四年一月三十一日（火）から二月二十三日（木）までの土曜日及び日曜日並びに祝日を除く毎日の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）とする。

3 入札書の提出期限等

イ 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十四年三月七日（水）午前九時から十二日（月）午後五時まで

ロ 書面により入札書を提出する場合

入札書の提出期限 平成二十四年三月十二日（月）午後五時まで（郵便により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。）。

ただし、入札書を持参する場合は、4の開札の日時までとする。

4 開札の日時及び場所

平成二十四年三月十三日(火)午後四時 宮城県庁庁舎六階 震災復興・企画部会議室

四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十一号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書の作成の要否 要

9 詳細は入札説明書及び仕様書による。

六 概要

Summary

1 Service(s) Required : Applications maintenance of Miyagi Prefectural Government Electronic Common Base System (1 set)

2 Duration of Contract : March 27, 2012 to March 26, 2014

3 Enforcement Place : Miyagi Prefectural Government Office, etc.

4 Deadline for Bid Paperwork : March 12, 2012, 5:00 p.m.

5 Place and Time for bid : March 13, 2012, 4:00 p.m. Miyagi Prefectural Government, 6<sup>th</sup> floor, conference room of Policy Planning Department

6 Contact person : Nobukatsu Inomata, System Management Section, Information System

Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-2476

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十四年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る業務の名称及び数量 塩釜市内の被災船舶収集運搬等業務 二百二十三隻以内

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 農林水産部水産振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年十二月二十日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社イーストコア 塩釜市貞山通一丁目二番六号

五 落札金額 三千二百六十四万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 入札の公告を行った日 平成二十三年十一月十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十四年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る業務の名称及び数量 東松島市内の被災船舶収集運搬等業務 四百六隻以内

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 農林水産部水産振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年十二月二十八日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社イーストコア 塩釜市貞山通一丁目二番六号

五 落札金額 三千八百万三千七百六十六円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十三年十一月二十九日